

奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、原油価格上昇により燃油等経費が高騰し経営が圧迫されている公衆浴場業者に対して、経営の安定化を図るため、自らの事業に必要な燃油等の価格高騰分に相当する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般公衆浴場営業者

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて、県内で浴場業を営む者（市町村を除く。）であって、次のいずれにも該当する者をいう。

ア 過去3年間において同法の違反に基づく行政処分を受けていない者であること。

イ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により指定された統制額の範囲内で浴場業を営む者であること。

ウ 地域住民の日常生活において、保健衛生上必要なものとして利用される浴場業を営む者であること。

(2) 燃油等

浴槽水等の加温など浴場業の営業に要する重油、廃油、ガス、おがくず等の燃料をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、一般公衆浴場営業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、一般公衆浴場営業者が実施する、浴場業を営むための燃油等購入事業とする。

(補助対象事業の実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和5年4月1日から令和6年2月29日（第14条に定める概算払を受ける場合にあっては、令和6年3月19日（同年2月29日までに補助対象事業に係る燃油等の納入を受けたものに限る。））までとする。

（燃油等価格高騰前基準単価の算定方法）

第6条 補助金の交付における燃油等の燃油等価格高騰前基準単価（以下「基準単価」という。）は、令和2年1月1日から同年12月31日までに一般公衆浴場営業者がその業務を行う上で、納入を受けかつ支払った燃油等の単価の平均額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、燃油等の種類の変更等により、これによりがたい場合は、同期間における小売価格の平均額等にかえることができる。

（燃油等価格高騰前基準単価の適用の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条に規定する申請の前に、基準単価の適用を受けるため、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金基準単価適用申請書（第1号様式）に、知事が必要と認める資料を添えて、知事に申請しなければならない。

ただし、令和4年度に、次条に定める基準単価の適用の決定を受けた場合は、この限りでない（燃油等の種類の変更等により、前条の算定に変更があった場合を除く）。

（燃油等価格高騰前基準単価の適用の決定）

第8条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、基準単価の適用を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第9条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般公衆浴場営業者が補助対象期間に納入を受けかつ支払った補助事業を行うために要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。
2 補助金の額は、次条に規定する交付の申請ごとの補助対象経費から基準単価に購入量を乗じた額を減じて得た額に、2分の1を乗じた額（円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付の申請）

第10条 第8条に規定する基準単価の適用の決定を受けた者は、補助金の

交付を申請するときは、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）に、次に掲げる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 令和5年度燃油等購入実績書（第3号様式）
- (2) 第8条に規定する基準単価の適用の決定通知書の写し

（補助金の交付の決定）

第11条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第12条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第13条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金事業変更承認申請書（第4号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の著しい変更
 - (2) 補助金の交付の対象となる経費の20%を超える変更
- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第14条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするものは、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付請求書（概算払）（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第15条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書(第2号様式)に、次に掲げる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 令和5年度燃油等購入実績書(第3号様式)

(2) 第8条に規定する基準単価の適用の決定通知書の写し

2 前項の実績報告は、知事が必要と認める場合は、第10条の規定による交付申請と同時に行うことができる。

(実績報告の時期等)

第18条 前条の実績報告は、令和6年3月4日((第14条に定める概算払を受けている場合にあっては、令和6年3月19日))までに行わなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第19条 知事は、第17条の規定による実績報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第14条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 20 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 11 条第 2 項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第 13 条の規定に違反したとき。

(3) 第 15 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第 21 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

(補助金の経理等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 31 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。